

## 第15回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和4年7月29日 13:30~14:30																	
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場																	
3. 出席委員	<table><tbody><tr><td>1番 野村 照明委員</td><td>4番 清水 幸治委員</td><td>5番 廣瀬女公美委員</td></tr><tr><td>6番 二谷 幸裕委員</td><td>7番 大畑 札子委員</td><td>8番 浅野 德昭委員</td></tr><tr><td>9番 細川 裕委員</td><td>11番 佐藤 裕司委員</td><td>13番 成田 俊英委員</td></tr><tr><td>14番 中川 浩幸委員</td><td>15番 瀬戸 賢成委員</td><td>16番 稲場 洋二委員</td></tr><tr><td>17番 松下 裕幸委員</td><td>20番 野澤 勲委員</td><td></td></tr></tbody></table>			1番 野村 照明委員	4番 清水 幸治委員	5番 廣瀬女公美委員	6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 札子委員	8番 浅野 德昭委員	9番 細川 裕委員	11番 佐藤 裕司委員	13番 成田 俊英委員	14番 中川 浩幸委員	15番 瀬戸 賢成委員	16番 稲場 洋二委員	17番 松下 裕幸委員	20番 野澤 勲委員	
1番 野村 照明委員	4番 清水 幸治委員	5番 廣瀬女公美委員																
6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 札子委員	8番 浅野 德昭委員																
9番 細川 裕委員	11番 佐藤 裕司委員	13番 成田 俊英委員																
14番 中川 浩幸委員	15番 瀬戸 賢成委員	16番 稲場 洋二委員																
17番 松下 裕幸委員	20番 野澤 勲委員																	
	(以上 14名)																	
4. 欠席委員	3番 金子 靖委員	10番 菅原 雄一委員	12番 山崎 隆史委員															
	18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員	21番 志賀 忠浩委員															
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 可知 拓哉 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人 会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗</p>																	
	(以上 6名)																	
6. 議事日程	<p>会議録署名委員の指名 13番 成田 俊英委員 14番 中川 浩幸委員</p>																	
	会期決定について 令和4年 7月 29日 (1日)																	
	<p>報告第21号 現況証明願について(市街化区域) 報告第22号 農業経営証明願について 議案第65号 現況証明願について 議案第66号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について 議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第70号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</p>																	

議長  
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。  
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  
只今より第15回釧路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は14名です。  
議事録署名人に13番、成田俊英委員、14番、中川治幸委員を指名しますので、  
よろしくお願ひ致します。  
なお、会期は本日7月29日の1日と致します。

それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
可知事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはあ  
りませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が  
2件ございます。

報告第21号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局  
可知事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第21号「現況証明願」について  
ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地  
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>の土地について、  
所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏より現況証明願があり、7月4日、  
事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用  
状況は建築済地でしたので、7月7日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について、質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第22号「農業経営証明願」について事務局よ

事務局

可知事務局長

り報告して下さい。

それでは議案書8ページにございます、報告第22号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で1件の申請がありました。

議案書9ページの別表の1番は、[REDACTED]の[REDACTED]氏から、技能実習生制度申請のため、農業を経営していることの証明を令和4年6月27日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の農業経営証明願について、報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第22号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第65号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の10ページにございます、議案第65号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で3件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が12ページと13ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

7月19日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が12ページと14ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

7月19日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の3番は、資料が12ページと15ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]他2筆、面積合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

7月19日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、3件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番から3番の現地調査結

	果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。
委員 廣瀬委員	<p>議案第65号「現況証明願」の1番から3番について報告致します。</p> <p>現況証明願の1番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地についてであります、令和4年7月19日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。</p> <p>次に2番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地についてであります、令和4年7月19日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。</p> <p>次に3番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の3筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地についてであります、令和4年7月19日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況はいずれも山林であることを確認致しました。</p>
議長 野村会長	<p>以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p> <p>廣瀬女公美委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第65号「現況証明願」について審議致します。</p> <p>質問、意見を求めます。</p>
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第65号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
議長 野村会長	(全員挙手)
事務局 可知事務局長	<p>全会一致で賛成と認め、議案第65号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。</p> <p>それでは、次に、議案第66号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。</p> <p>それでは、議案書の16ページにございます、議案第66号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。</p> <p>農用地の貸借を合意解約した場合、貸貸人、貸借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。</p> <p>今回は、釧路地区で2件の通知がございました。</p> <p>議案書17ページの表の1番は、資料が18ページと19ページにございます。</p> <p>[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の</p>

農用地について、借主であります [REDACTED] 氏との間で、令和4年6月27日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が18ページと20ページ、21ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります [REDACTED] 氏との間で、令和4年6月27日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、2件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第66号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第66号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第66号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の22ページにございます、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で6件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書23ページの表の1番は、資料が27ページと28ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]に年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が27ページと29ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について [REDACTED]に、年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書24ページの表の3番は、資料が30ページと31ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED]m<sup>2</sup>

の農用地について、[REDACTED] 氏に [REDACTED] 円で売買による所有権移転するものでございます。

次に、表の4番は、資料が30ページと32ページから35ページにございます。  
[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、面積合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏に [REDACTED] 円で売買による所有権移転するものでございます。

次に、議案書25ページの表の5番は、資料が30ページと36ページ、37ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、面積合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] に [REDACTED] 円で売買による所有権移転するものでございます。

次に、表の6番は、資料が38ページと39ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書26ページの表の7番は、資料が38ページと40ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、の1筆、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が41ページと42ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものでございます。

以上、8件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

委員

野澤委員

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の野澤勲委員より報告をお願いします。

議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から2番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] に年間 [REDACTED] 円で 賃貸借を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] に、年間 [REDACTED] 円で 賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和4年7月14日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で、現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

委員  
廣瀬委員

野澤勲委員、ありがとうございました。

次に、3番から8番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。

議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番から8番について、調査報告を致します。

3番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]氏に総額[REDACTED]円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に4番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]氏に総額[REDACTED]円で売買による所有権の移転を行うものであります。

次に5番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]に総額[REDACTED]円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に6番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]に、年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に7番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内の1筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]に[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に8番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内他1筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和4年7月19日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

廣瀬女公美委員、ありがとうございました。

それでは、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、1番、2番、6番につきましては、清水幸治委員が役員を務める法人の案件、7番につきましては、阿寒農業協同組合の関係で、大畠礼子委員、淺野徳昭委員、佐藤泰正委員に関する案件であり、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番、2番、6番を審議して、次に7番を審議し、最後に3番、4番、5番、8番を審議することとします。

それでは、1番、2番、6番を審議いたしますので、清水幸治委員は退出して下さい。

(清水 幸治委員退室)

議長  
野村会長

質問、意見を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、6番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
	(挙手)
議長 野村会長	<p>賛成多数で賛成と認め、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、6番については、原案のとおり決定致します。</p> <p>退室されている清水幸治委員は入室して下さい。</p>
	(清水幸治委員入室)
議長 野村会長	<p>1番、2番、6番は、原案のとおり決定致しました。</p> <p>次に、7番を審議いたしますので、本日欠席の佐藤泰正委員以外の、大畠礼子委員、浅野徳昭委員は退出して下さい。</p>
	(大畠礼子委員、浅野徳昭委員退出)
議長 野村会長	<p>7番を審議いたします。</p> <p>質問、意見を求めます。</p>
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」の7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
	(挙手)
議長 野村会長	<p>賛成多数で賛成と認め、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」の7番について、原案のとおり決定致します。</p> <p>退室されている大畠礼子委員、浅野徳昭委員は入室して下さい。</p>
	(大畠礼子委員、浅野 徳昭委員、入室)
議長 野村会長	<p>7番は、原案のとおり決定致しました。</p> <p>それでは、次に、3番、4番、5番、8番を審議いたします。</p> <p>質問、意見を求めます。</p>

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番、4番、5番、8番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
	(挙手)
議長 野村会長	<p>賛成多数で賛成と認め、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番、4番、5番、8番については、原案のとおり決定致します。</p> <p>それでは、次に、議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。</p>
事務局 可知事務局長	<p>事務局より説明して下さい。</p> <p>それでは、議案書43ページにございます、議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。</p> <p>農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して進達することになっております。</p> <p>今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。</p> <p>お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。</p> <p>議案書44ページの表の1番は、資料が議案書45ページから52ページにございます。</p> <p>[REDACTED]が所有する、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、令和5年8月31日まで[REDACTED]に使用貸借により、砂利採取を行うための一時転用の許可申請です。</p> <p>本申請地は第1種農地であります、砂利採取のための一時転用に当たり不許可の例外に該当いたします。</p> <p>また、既に釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。</p> <p>以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長 野村会長	<p>ただいま説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の廣瀬女公美委員から報告をお願いします。</p>
委員 廣瀬委員	<p>議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査報告致します。</p> <p>本内容は、[REDACTED]が所有する、[REDACTED]の1筆、[REDACTED] m<sup>2</sup>の農地について、[REDACTED]に使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。</p>

	また、本申請地である [REDACTED] は、第1種農地であります、不許可の例外である砂利採取のための一時転用に当たり、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。
	令和4年7月19日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で、現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。
	以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	廣瀬委員、ありがとうございました。 それでは、質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番については、原案のとおり決定致します。
	それでは、次に、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
事務局 可知事務局長	事務局より説明して下さい。
	それでは、議案書の53ページにございます、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。
	今回は、釧路地区で2件の計画がございます。
	お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。
	議案書54ページの表の1番は、資料が55ページと56ページにございます。
	[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏へ [REDACTED]円で売買による所有権移転を行うものでございます。
	次に、表の2番は、資料が55ページと57ページ、58ページにございます。
	[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏へ [REDACTED]円で売買による所有権移転を行うものでございます。
	以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長	
野村会長	ただいま説明がありました「農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	
野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。
	それでは、次に、議案第70号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
	事務局より説明して下さい。
事務局	
可知事務局長	議案書59ページにございます、議案第70号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご説明致します。
	農地所有適格法人は、毎年事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。
	今回1件の報告がございました。
	議案書60ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、[REDACTED]で、令和4年3月決算の報告となります。
	本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。
	以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長	
野村会長	ただいま説明がありました、議案第70号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
	質問、意見を求めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第70号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第70号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 7月 29日

議長 野村昭一郎

署名委員 成田俊英

署名委員 中川浩幸